

日本農業新聞

2012年(平成24年)

6 | 7

木曜日

日本農業新聞

2012年(平成24年)6月7日(木曜日)

くらし

(12)

「貯金下ろせない」 どうする 認知症の財産管理

成年後見制度活用を

判断力が衰えた認知症患者の資産は誰が管理するのか。本人はもちろん家族でも預貯金は自由に引き出せないため、いざという時に積み立てた虎の子が使えないトラブルが発生する。こうした場合に備えて成年後見制度が利用できるが、どのような手続きが必要なのか、専門家に聞いた。

福岡県桑折町の農家・相原豊治さん(87)は、認知症の母が91歳で亡くなるまで介護した。80歳で発病、笑顔で接することを心掛ながらも、記憶がなくなっていく母の亡くなった後の相続扱い

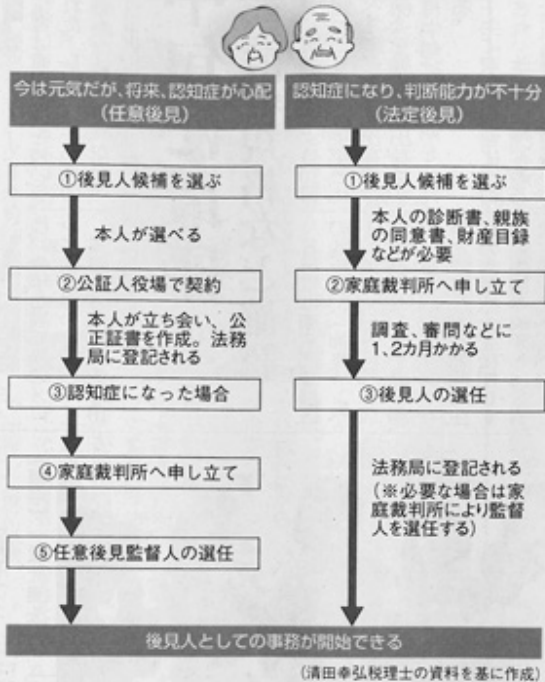
元気なうちに手続きできる



「必要になった。『必須』になってしまった。『必須』なときに下ろせなかった。『どうしたらよかったのか』といまだに疑問だ。」

ランドマーク税理士法人の清田幸弘税理士(写真)は「家族でも金融機関は取引に応じない場合がある」と説明する。認知症で正しい判断ができずに金銭トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、認知症と診断され、もしくは将来、財産管理に不安がある人は、成年後見人としての手続きを始める。

成年後見制度の手続き



(清田幸弘税理士の資料を基に作成)

清田税理士は「手続きが煩雑なので司法書士を介して行うケースが多い。後見人を専門家に依頼するとその費用と後見監督人には毎月の謝礼が必要になる」とアドバイスする。